２．大規模行為における市全域の景観形成基準等

２－３．開発行為

（１）提出書類は揃っていますか。下表にチェック（☑）してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象物 | 位置図 | 現況図 | 計画図 | 縦横断図 | 構造物等  詳細図 | 現況写真※1 |
| 土地 | □ | □ | □ | □ | □ | □ |

※1　届出地を含み、周辺のまち並みが分かること。撮影方向を配置図などに記入すること。

（２）景観形成基準は下表のとおりです。基準への適合を確認後、右欄にチェック（☑）して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 基　準 | ☑ |
| 土地の形状及び  緑化 | ・可能な限り、原地形に沿った形で変更を行うように努めること。 | □ |
| ・周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。 |
| ・団地等では、全体の景観計画に基づいて、個々の造成や緑化を図ること。 |
| のり面又は擁壁の外観及び緑化 | ・のり面の勾配は、可能な限りゆるやかなものとすること。 | □ |
| ・周辺の景観との調和を考慮した形態･材料とし、緑化に努めること。 | □ |